

赤ちゃんが生まれたご家庭へ、大切なお知らせ

特別定額給付金対象者拡大新生児臨時給付金  
ママパパがんばれ応援金のご案内



## 蕪崎市では新生児の世帯に給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響で、妊娠出産に通常よりも負担が生じることから、国の特別定額給付金の対象となっていない新生児の保護者に対して、市独自に給付金を支給し、新生児の保護者を応援します。

### 給付金の対象となる方

以下、①～③のすべてを満たす新生児の保護者

- ① 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子の保護者で蕪崎市に住民登録があること。
- ② 生まれた子が出生届出時から蕪崎市に住民登録があること。
- ③ 生まれた子に対して、特別定額給付金が対象となっていないこと。

### 給付額

新生児1人につき**10万円**（1回限り）

### 給付金の支給手続き 必要なもの 印鑑・免許証等本人確認できるもの・通帳

- ・支給を受けるには、**申請が必要**です。
- ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに福祉課の**窓口**に**直接**ご提出ください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認し、**可能な限り速やかに**支給します。

### お問い合わせ先

蕪崎市福祉課子育て支援担当（〒407-8501 蕪崎市水神1丁目3番1号）  
電話 0551-22-1111（内線175）  
受付時間 平日8:30～17:15



「臨時特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに電話やメールで、市の担当者をかたり、ATM操作や手数料等の振込について求めがあった場合は、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。